

# 湯っくり館利用料金表

## [通所介護]

(令和6年6月1日より)

### ◇通所介護費

項目	要介護度	金額/日	項目	要介護度	金額/日
2時間以上 3時間未満	要介護1	272	3時間以上 4時間未満	要介護1	370
	要介護2	311		要介護2	423
	要介護3	351		要介護3	479
	要介護4	392		要介護4	533
	要介護5	432		要介護5	588
4時間以上 5時間未満	要介護1	388	5時間以上 6時間未満	要介護1	570
	要介護2	444		要介護2	673
	要介護3	502		要介護3	777
	要介護4	560		要介護4	880
	要介護5	617		要介護5	984
6時間以上 7時間未満	要介護1	584	7時間以上 8時間未満	要介護1	658
	要介護2	689		要介護2	777
	要介護3	796		要介護3	900
	要介護4	901		要介護4	1,023
	要介護5	1,008		要介護5	1,148

### ◇加算・減算

項目	金額/回	要件
入浴介助加算 (I)	40	入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算 (I) イ	56	ご契約者の居宅を訪問した上で、生活機能維持・向上に資する個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿った機能訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	60	若年性認知症の方にサービスを行った場合
サービス提供体制強化加算 (I)	22	介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者の場合 (1月につき)
施設送迎減算	△47/片道	送迎を行わない場合
項目	金額/月	要件
科学的介護推進体制加算	40	利用者のADL (日常動作)、口腔・栄養、認知症等の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合
ADL維持等加算 (I)	30	利用者全員にADL (日常動作) の評価を行い、測定値を定期的に厚生労働省へデータを提出している場合
個別機能訓練加算 (II)	20	個別機能訓練加算 (I) を算定している利用者について、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に活用している場合

※ 上記の加算・減算においては、項目に該当する方または要件の内容によって加算・減算となります。

## ◇食費

項目	食事内容	金額/日
食事代	普通食	600
	治療食（糖尿食）	650
昼食キャンセル料		350

- ※ 食事代については昼食以外の飲食代（おやつ・飲み物等）も含まれます。
- ※ 治療食については、疾病等により食事制限の必要な方が対象となります。

## ◇その他（オプション代）

項目		金額	項目	金額	
当日キャンセル料		350/回	処置材料費	ガーゼ（L）	70/枚
理美容代（月・火）	散髪	1,500/回		ガーゼ（M）	60/枚
	オムツ代	装着型紙オムツ		150/枚	防水フィルム（L）
紙パンツ		150/枚		防水フィルム（M）	100/枚
尿取りパッド		50/枚	教養娯楽費	実費	

## 自己負担金はやみ表 [通所介護]（1日あたり）

（令和6年6月1日より）

要介護度	通所介護費 （7時間以上 8時間未満）	★入浴介助 加算（I） 《回》	★サービス提供 体制強化加算（I） 《回》	☆科学的介護 推進体制加算 《月》	☆ADL 維持等加算（1） 《月》	介護職員等 処遇改善加算（1） 《月》	食事代	合計	
要介護1	658	40	22	40	30	73	600	1,463	
要介護2	777							84	1,593
要介護3	900							95	1,727
要介護4	1,023							106	1,861
要介護5	1,148							118	1,998

- ※ 食事代（治療食）の場合は650円です。
- ※ ご負担額は、利用者様の負担割合（1割～3割）によって異なります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、  
1月の合計単位（（サービス費+★マークの加算）+☆マークの加算）×92/1000です。
- ※ 個別機能訓練加算（I）イ（56/回）、個別機能訓練加算（II）（20/月）は、実施された場合のみ加算されます。また、その場合にも介護職員等処遇改善加算の計算式に該当します。

自己負担金【2割負担】はやみ表〔通所介護〕（1日あたり）

（令和6年6月1日より）

要介護度	通所サービス費 （7時間以上8時間未満） （通所介護費＋★入浴介助加算（I） ＋★サービス提供体制強化加算（I）） ＋☆科学的介護推進体制加算（月） ＋☆ADL維持等加算（I）（月）	介護職員等 処遇改善加算（1） 《月》	食事代	合計
要介護1	1,580	145	600	2,325
要介護2	1,818	167		2,585
要介護3	2,064	190		2,854
要介護4	2,310	213		3,123
要介護5	2,560	236		3,396

自己負担金【3割負担】はやみ表〔通所介護〕（1日あたり）

（令和6年6月1日より）

要介護度	通所サービス費 （7時間以上8時間未満） （通所介護費＋★入浴介助加算（I） ＋★サービス提供体制強化加算（I）） ＋☆科学的介護推進体制加算（月） ＋☆ADL維持等加算（I）（月）	介護職員等 処遇改善加算（1） 《月》	食事代	合計
要介護1	2,370	218	600	3,188
要介護2	2,727	251		3,578
要介護3	3,096	285		3,981
要介護4	3,465	319		4,384
要介護5	3,840	353		4,793

# 湯っくり館利用料金表

[通所型サービス]

(令和6年6月1日より)

## ◇通所型サービス費

要支援度	金額/月
要支援1・事業対象者	1,672
要支援2	3,428

◇加算 (下記の加算においては、項目に該当する方または要件の内容によって加算となります。)

項目	金額/月	要件
若年性認知症利用者受入加算	240	若年性認知症の方にサービスを行った場合
サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1	介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合
	要支援2	
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者の場合 (1月につき)
科学的介護推進体制加算	40	利用者のADL (日常動作)、口腔・栄養、認知症等の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合

## ◇食費

項目	食事内容	金額/日
食事代	普通食	600
	治療食 (糖尿食)	650
昼食キャンセル料		350

※ 食事代については昼食以外の飲食代 (おやつ・飲み物等) も含まれます。

※ 治療食については、疾病等により食事制限の必要な方が対象となります。

## その他 (オプション代)

項目		金額	項目		金額
理美容代 (月・火)	散髪	1,500/枚	処置材料費	ガーゼ (M)	60/枚
オムツ代	装着型紙オムツ	150/枚		ガーゼ (L)	70/枚
	紙パンツ	150/枚		防水フィルム (M)	100/枚
	尿取りパッド	50/枚		防水フィルム (L)	200/枚
教養娯楽費		実費			

## 自己負担金はやみ表 [通所型サービス] (1ヶ月あたり)

(令和6年6月1日より)

要支援度	通所型サービス費	★サービス提供体制強化加算 (I)	★科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算 (1) <<月>>	食事代	合計
要支援1 事業対象者	1,672	88	40	166	600 (1食)	月4回利用の場合 4,366
要支援2	3,428	176		335	600 (1食)	月8回利用の場合 8,779

※ 食事は、治療食の場合は650円です。

※ 食事代は1日あたりの料金表示になります。

※ ご負担額は、利用者様の負担割合 (1割~3割) によって異なります。

※ 介護職員等処遇改善加算 (I) は、1月の合計単位 (サービス費+★マークの加算) × 92/1000 です。

**自己負担金【2割負担】はやみ表[通所型サービス]（1ヶ月あたり）**

（令和6年6月1日より）

要支援度	通所型サービス費 +★サービス提供体制強化加算（I） +★科学的介護推進体制加算	介護職員等 処遇改善加算（1） 《月》	食事代	合 計
要支援1 事業対象者	3,600	331	600 (1食)	月4回利用の場合 6,331
要支援2	7,288	670	600 (1食)	月8回利用の場合 12,758

**自己負担金【3割負担】はやみ表[通所型サービス]（1ヶ月あたり）**

（令和6年6月1日より）

要支援度	通所型サービス費 +★サービス提供体制強化加算（I） +★科学的介護推進体制加算	介護職員等 処遇改善加算（1） 《月》	食事代	合 計
要支援1 事業対象者	5,400	497	600 (1食)	月4回利用の場合 8,297
要支援2	10,932	1,006	600 (1食)	月8回利用の場合 16,738